

引張 陽激決定案

引張援護庁の職員で

昭和二十四年六月一日前において、昭和二十四年度予算実行上の要請により、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二十号）附則第三項の規定による整理と同様の趣旨に基き整理により退職し、且つ、政府職員に対する退職手当の停止に関する政令により支給を停止されてゐる者及び

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二十号）第三

條の規定による定数を超えるため、昭和二十四年九月三十一日

以前において、昭和二十四年度予算実行の要請により退職する

者に対する退職手当の額については、昭和二十四年度總令均等予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第百六十四号）附則第四項の規定により、行政機関職員定員法の施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令（昭和二十四年政令第百六十三号）の規定によるものとする。